

# 山梨県立介護実習普及センターの在り方について（事務局最終案）

## 1 経緯

### (1) 施設の概要

- ①設置時期：平成9年4月1日
- ②設置目的：高齢者の介護に関する知識及び技術を普及し、もって高齢者の福祉の向上を図る
- ③設置場所：甲府市北新1-2-12（山梨県福祉プラザ1階）
- ④指定管理者：社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会
- ⑤指定管理期間及び委託料  
平成31年4月1日～令和5年3月31日（4年間）143,528,397円（年額：約36,000千円）

### (2) 検討の背景【令和元年度指定管理施設・出資法人調査特別委員会】

- ・「開設から二十年以上が経過し、利用者のニーズや、介護保険制度を取り巻く状況も大きく変化していく中で、老朽化した施設や設備の大幅な更新や改修の経費を考慮すると、存廃を含めたセンターのあり方を考えるべきではないか」との意見があった。
- ・県は、「次期指定管理更新に向けて、社会情勢や県民ニーズ、市町村や民間企業の状況などを踏まえ、検討していく」と回答した。

### (3) 令和3年度に設置した関係機関による在り方検討会での方向性

- ①介護講座、研修等  
・家族介護者向けや介護従事者向け講座等は人手不足や財政上の理由で市町村が十分に実施できていないため、県が広域的に実施することが望ましい。
  - ②相談  
・高齢者福祉に関する相談は各市町村地域包括支援センターで十分に対応ができていますが、県としても相談・情報提供窓口があった方が望ましい。
  - ③福祉用具の展示  
・福祉用具は個別ニーズに合わせた訪問が主流となっており、展示も含め、民間企業で十分に対応ができています。
- ※介護保険制度の充実に伴い、介護実習普及センターを設置している都道府県は減少しており（R3.6月現在27道県）、必要な業務を委託に切り替える傾向にある。

## 2 令和5年度以降の支援イメージ

○市町村や民間企業との役割を整理するとともに、福祉人材センターの機能と統合し、介護事業者や職員、家族介護者への支援強化を図る（県立介護実習普及センターは廃止）

現行（R4年度まで）

